



電力・ガス取引監視等委員会の活動に関して

2024年3月18日
一般社団法人日本卸電力取引所 国松亮一

1.電力小売全面自由化を踏まえた監視・審査と制度改革に関して

《総論意見》

高圧以上の需要家に対する小売りと、低圧の需要家に対する小売では事業者に求められることが異なるのではないかな。



- 電力小売ライセンスを「高圧以上（B to B）」「低圧（B to C）」に区分することも一考に値するのではないかな。
- 今後、色々な検討を行う際は、上記の点を意識した議論が必要ではないかな

①②小売電気事業者に対する監視・指導対応

- 理想的な小売電気事業者像を描くのは難しい、かつそれは変化する（進化を期待する）ものであるとすれば、監視より指導に重点を置くべき。
- 指導する者の能力には限界がある。事業者には更なる進化を期待するものであるとすれば、最低限のルールを決め、当該ルールを理解している者によるガバナンスを利かせる方がよいのではないかな（資格者制度の導入）。
- （B to Cの）小売電気メニューは、申請制とし、一括した開示が必要ではないかな。

③小売規制料金の審査・評価対応

④大手電力会社の不正事案への対応

- 分社化された大手電力会社もあり、大手電力会社の定義を再考するべきではないか。
- 大手電力会社が、新規参入者等の他の事業者と比較して、優位な点・不利な点を整理し、規制の在り方（非対称な規制が何か、その規制の解除要件）を再考すべきではないか。
- 上記の際は、送配電会社が分社化されている前提に立つ必要がある。送配電の分社化については、分社化の要請を再度検証し、その姿を明確に示す必要があるのではないかと（人材交流、間接部門の共同利用等）

（規制料金について）

- 規制料金は、非対称規制の一つであると認識する必要がある。
- 原価積み上げによる料金算定に実効性があるかどうかは確認する必要があるのではないかと。この算定により大手電力会社の活動に水を差すようなことになってはならない。
- 多くの小売電気事業者が参加するなか、また卸電気市場もそれなりの流動性がある環境下では、原価積み上げ以外の方法を選択できるのではないかと。

（大手電力会社のカルテル等への対応）

- これまでは旧一般電気事業者の地域独占と供給義務（料金規制）でバランスされていた電気事業であった。その電気事業の自由化をはかってきた。
- その過渡期としては独禁法ではなく「適正な電力取引についての指針」というガイドラインによって、規制していく方針かと認識していた。
- まず、ガイドライン違反ということで電力・ガス取引監視等委員会が主導的に対応すべきではないかと。

2.卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化に関して

《総論意見》

現在、本邦の電気事業では市場と呼ばれるものが複数、市場的な機能をもったもの（インバランス清算）があり、かなり複雑化している。今後の電気事業の発展を考えるならば、市場はシンプルにまとめ、事業者が創意工夫、利益最大化のための土台とすべきではないか。

電力・ガス取引等監視委員会には、電力事業全体の取引の番人として、効率よく統制のとれた事業環境の整備を監視することが期待されているのではないか。



- 電力・ガス取引監視等委員会は、市場の整理について検討するべきではないか。
- 電気事業の安定的発展のための策は、市場化した方が良いのか、補助等で対応すべきなのかを見極めて頂きたい。
- 現在は、市場の効能が発揮されない部分まで市場化で対応しているように思われる。
- 公正な競争環境の実現を阻害する制度や、市場を歪める制度等を指摘し、その是正について検討するべきではないか。

①内外無差別の卸取引の監視

- 内外無差別の卸取引については、着実に実現されていると認識している。
- 内外無差別が確認された場合の非対称規制の縮小、撤廃についても議論を進めていくことを要請すべき。

②電力市場（スポット市場）の監視対応

- 内外無差別な卸売りが増えているなか、非対称規制については見直す検討が必要ではないか。
- 「余剰電力の限界費用投入」については、事業活動では当たり前のことであり、監視・検証するようなものではないのではないか。
- 市場内の監視は、各機関の監視機能に任せ、電力・ガス取引監視等委員会においては、市場間の不正の監視に注力すべきではないか。
- 特に相対取引まで包括した監視が可能なのは、電力・ガス取引監視等委員会のみである。

3.その他（総論）

《電力・ガス取引監視等委員会の役割について》

- 電力・ガス取引監視等委員会には、電気事業の番人としての役割が期待されている。
- 電気事業の制度、規制等について、電気事業の健全性等の視点から監視・検証し、是正等の意見を表明していくことが必要ではないか。
- 電力・ガス取引監視等委員会には、大きな責任と強い権限を持つ必要があるのではないか。

《電力・ガス取引監視等委員会の人材について》

- 責任を持つ組織としては、プロパー人材による組織化が望ましい。
- 人材には高い専門性が求められる。そのような人材は非常に稀である。電気事業に関連する公的組織から協力を求めることが必要と考える。